

社会教育関係団体登録についてよくある質問

Q. 「社会教育」とはどんなことですか？

A. 主に、学校以外の社会において、組織的に行われる学びです。
(図参照)

Q. 社会教育活動をしていればどんな団体でも登録できますか？

A. いいえ。要件を満たしていなければ登録できません。
(図参照)

Q. 「講師に依存した」とはどんなことですか？

A. 普段の活動に講師(先生やコーチなど)がいないと活動できない、または普段の活動の進め方や学習内容を講師だけで決めているなど、団体としての自主性や主体性がない場合です。
なお、普段の活動とは別に専門知識を得ることや、レベルアップをはかる目的、または学習方法の相談等で講師を招くことは構いません。

Q. 合唱団体において、ピアノ演奏者や指揮者などがいる場合は「講師に依存した」とみなされますか？

A. いいえ。カラオケサークルがリズムや音程を変えることができる機器を学習の補助として使うのと同様に、団体自らが行う学習活動で、それを補助するために必要な「学習補助者」を迎えての活動の場合は「講師に依存した活動」とはなりません。

Q. 会費の額に条件(上限)はありますか？

A. いいえ。活動に見合った額を団体で話し合い、決めてください。

Q. 書類等がそろっていればどんな団体でも登録できますか？

A. いいえ。要件を満たしていない場合や、書類の内容と実態が異なる団体は登録できません。

Q. 規約(会則)や決算書・予算書などの書式は例文の通りでなければいけませんか？

A. いいえ。団体で既に作成したものがあれば、それらを利用していただければ結構です。不明な点は窓口などでご確認させていただきます。これから作成する場合は団体でご検討の上、活動内容の実態(入会条件や会費の額など)に合わせて作成してください。

Q. 個人情報保護のため、名簿を作っていません。名簿が無くても登録できますか？

A. いいえ。名簿は人数や区民の割合などの登録要件を確認するために必要です。また、区からの緊急連絡で代表者や連絡担当者が不通の場合、他の構成員への連絡のために名簿を使用することがあります。なお、提出された名簿は台東区個人情報保護条例によって保護されます。

Q. 会費を集めていないので、予算書や決算書を作っていません。予算書や決算書が無くても登録できますか？

A. いいえ。収入や支出が一切ない団体でも、その旨が確認できる予算書や決算書が必要です。(施設使用料や教材費、事務費用の支出など、会の運営は何によって賄われているのですか?)

Q. 代表者が会計を兼ねてもいいのですか？

A. はい。しかし、団体運営を公平かつ円滑に行うためにも役割分担することをお勧めします。継続した組織的な活動のためには、会員一人ひとりが団体運営に主体的に関わるのが大切です。

Q. 代表者が窓口に行き、手続きしなければいけませんか？

A. いいえ。代理の方で構いません。ただし、窓口では団体内容などの確認がありますので、団体の実情を把握している方が望ましいです。

Q. NPO法人は無条件に登録できますか？

A. いいえ。法人格は登録の要件ではありません。団体の活動内容や構成員など、要件を満たしていなければ登録できません。

Q. 代表者が台東区在住でも在勤でもない場合、登録できますか？

A. はい。ただし、団体の事務所(連絡先などの事務所機能がある)所在地が台東区内であることが要件となります。

Q. 未成年者が代表者でもいいのですか？

A. はい。ただし、高校生年代以上で組織された団体の場合に限り、しかし、団体としての責任を明確にさせていただく場合がありますので、成人が望ましいです。
なお、中学生以下が主な構成員となる団体は複数の成人育成者や指導者、または保護者による運営組織から代表者を立てることが必要です。

Q. 登録をしないと活動できないのですか？

A. いいえ。この登録は団体活動を許認可する制度ではありません。すでに活動(規約が発効済みなど)している団体が登録の対象となります。

Q. 登録しないと施設が使えないのですか？

A. いいえ。各施設には利用のための条件や手続きがそれぞれあり、登録の有無とは関係なくご利用いただける場合があります。詳しくは各施設に直接お問合せください。

Q. 登録すると施設使用料の減額制度を受けられますか？

A. はい。施設によっては登録時における団体の目的にそった活動や会議などで利用する場合、減額の対象となります。詳しくは各施設に直接お問合せください。

Q. 登録をしないと施設使用料の減額制度は受けられませんか？

A. いいえ。登録の有無とは別に減額となる場合があります。詳しくは各施設に直接お問合せください。

Q. 登録すると優先的に施設が使えますか？

A. 下記の「社会教育施設」では登録団体の予約開始日が一般団体より早くなっています。

社会教育施設	所在地	電話
社会教育センター	東上野6-16-8	3842-5351
千束社会教育館	浅草4-24-13	3874-5450
小島社会教育館	小島1-5-2	3861-5063
根岸社会教育館	根岸5-18-13	3876-2103
今戸社会教育館	今戸2-26-12	3873-4140

なお、これらの施設で予約開始日に登録団体同士の希望が重なった場合は抽選となります。

Q. 会員募集などで、区が団体の周知を手伝ってくれますか？

A. 登録申請や更新時に情報公開を同意された団体に限り、入会希望者からの問合せに対して、希望者に団体の連絡先をお知らせいたします。
また、更新時期にあわせて、登録済みの社会教育関係団体等を紹介するため、「生涯学習ガイドブック(団体・サークル編)」を発行し、区の施設などで閲覧できるようにしています。掲載を希望する団体は更新時の書類をご確認ください。

Q. 登録後、会員の入会や退会があるたびに変更の手続きが必要ですか？

A. いいえ。通常、更新時に確認いたします。ただし、半数以上の入れ替えがあった場合は会員の構成等を確認させていただくために名簿の提出をお願いする場合があります。

Q. 更新の手続きはいつからできますか？

A. 登録証に記載された有効期限の約2ヶ月前に教育委員会から更新のご案内を郵送いたしますので、内容をご確認ください。

Q. 更新手続きをしなかった場合、どうなりますか？

A. 自動的に登録を取消します。再び登録を希望する場合は新たに登録申請手続きをしていただきます。

Q. 登録の有効期限内に登録要件(会員数や区内会員の割合等)が満たされなくなった場合、どうなりますか？

A. 取消の対象となります。そうなる前に改善するよう、団体でご努力ください。団体活動について教育委員会からの助言等が必要な場合はご連絡ください。

